

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2025
令和 7年

9月

第1号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒0202-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9番 1号

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

岩手県トラック協会第13回通常総会開催／会長挨拶／決議	1
岩ト協会長表彰・全ト協会長表彰伝達式／来賓祝辞／任期満了に伴う新役員選任	2
物流改正法に関する説明会開催	3
Gマーク申請説明会開催／日常点検講習会／SDG'sを本業に活用し、 儲かる会社になるための「運送会社がいま取り組むべきSDG'sセミナー」	4
岩手県トラック協会ダンプトラック部会／運転者安全講習会（二戸）開催	5
岩手県トラック協会青年経営研究会第39回通常総会・令和7年度第1回定例研修会／ 高速安協 通常総会開催	6
令和7年度「交通事故防止・労働災害防止安全大会」開催	7
適正化事業巡回指導実施状況について（4月～6月）	8
令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～6月）	9
【陸災防】9月～11月 技能講習・安全衛生教育等実施予定 陸災防岩手県支部が実施する講習、安全衛生教育に関する助成制度について	10
【物流改正法】運送契約締結時の書面交付義務化について（1）	11
【物流改正法】運送契約締結時の書面交付義務化について（2）	12
会員事業者の関係する重大交通事故の発生状況について	13
労働災害の発生状況について	14
苦情受付状況について	15
会員の動きについて	16
【車輪脱落事故防止】正しいタイヤ交換作業手順	17

公益社団法人岩手県トラック協会主催 第9回親睦ゴルフ大会開催

5月29日（木）盛岡ハイランドカントリークラブ（盛岡市）において（公社）岩手県トラック協会主催の親睦ゴルフ大会を開催をしました。当日は会員事業者から総勢50名（13組）の方にご参加いただき、盛大な大会となりました。参加者の皆さんは、チーム対抗・個人対抗で上位入賞を狙い、熱戦を繰り広げました。

結果は以下の通りです。



優勝した北上Bチーム

上位入賞おめでとうございます！

■ 団体の部

【優勝】北上Bチーム

金田 京一さん、山崎 亨さん
西山 貴重さん、田中 真さん

【準優勝】花巻Bチーム

三浦 一弘さん、直井 勝広さん
渡部 明さん、駒ヶ嶺喜輝さん

【3位】水沢Bチーム

伊東 努さん、佐藤 忍さん
玄本 誠治さん、菊池 輝美さん

■ 個人の部

【優勝】

金田 京一さん

【準優勝】

上野 幸浩さん

【3位】

山崎 亨さん

岩手県トラック協会第13回通常総会開催

令和7年5月28日(水)ホテル紫苑(盛岡・つなぎ温泉)において、第13回目となる通常総会を開催し、会員事業者より119名が出席。第1号議案「令和6年度事業経過報告並びに決算の承認について」および第2号議案「研修施設運営資金の一部処分について」、第3号議案「任期満了に伴う新役員の選任について」が異議なく承認され、各地域から推薦のあった理事候補者30名と監事候補者2名のほか、員外理事2名、員外監事1名の役員就任、また、総会終了後の互選理事会においては、会長、副会長(2枠については新正副会長、事務局一任となり、後日決定)、専務理事をそれぞれ互選し、就任が決定いたしました。また、総会の開催にあたり、高橋会長が演壇に立ち、概略次の通り挨拶を述べました。



提出3議案について原案通り承認・可決 陸災防、政治連盟・政策研究会総会も同日開催

【高橋会長挨拶】

通常総会にあたり会長として一言ご挨拶申し上げます。ちょうど10年前の2015年に協会の会長を拝命し5期務めさせていただいた。最近までスローガンの中には「業界の社会的地位の向上」ということを謳っていたことやその活動を懐かしと思う。最近では「ドライバーの社会的評価の向上」という取り組みに変わってきているが、我々業界が認められ、その地位がかわったのは2011年の東日本大震災の緊急物資輸送の対応等が発端となっており、国民や政府も我々を「エッセンシャルワーカー」として高く評価していただいたことが節目であろう。そういった時期に会長を務めさせていただいたのは大変光栄に思う。

また、私はこの業界に入り48年。1990年に物流二法が改正され、当時35歳。業界についてまだ経験も浅い時だったが規制緩和の波に乗って運賃も過当競争となり、どんどん下がっていく時期を経験した。それ以降業界は悪化の道を辿り最終的には昨年の2024年問題となり、ドライバーの環境改善に目を向けるようになった。

2025年。今年から物流効率化法および貨物自動車運送事業法が一部改正となり、運輸支局も説明に奔走しているものの、まだ詳細や実態は分からない状態。そういったなか昨日「トラック新法案」が衆議院を通過。今後参議院の審議を経てはっきりした形で法律として出て来ると思われる。

ただでさえドライバー不足といわれる一方で貨物自動車運送事業法の改正により「運送契約書面交付の義務化」など事務的な管理業務まで大変になることが予想されるが、「許可の5年更新制」や「多重下請け構造の制限」など、そこに目を向けたときに大手よりもわれわれのような中小の事業者の方が考え方さえ変えていければ新しい分野に新規参入でき、この業界もまた発展していくと考えている。厳しい環境は続くが、この高い演壇から会場を見渡すと若い経営者たちがたくさん目に入る。考え方を新たに、新しい気持ちでこの事業を盛り上げていただきたいことをお願いし、会長としての挨拶とさせていただきます。



【決議】

岩ト協 青年経営研究会 菅谷忠寿会長が演壇に立ち、力強く5項目のスローガンを含めた決議(案)について、提案・説明を行い、満場一致で異議なく了承されました。

- 一、従業員教育を徹底し車輪脱落・飲酒運転・重大交通事故・労働災害を根絶しよう
- 一、「働き方改革」を推進しドライバーの処遇改善と職場環境の充実を図ろう
- 一、適正化事業を推進し法令順守の徹底と業界のレベルアップを図ろう
- 一、環境負荷低減・環境保全に向け各種対策事業を積極的に推進しよう
- 一、広報活動を積極的に展開し業界のイメージアップと荷主交渉の気運を高めよう



菅谷忠寿 青研会長



【岩ト協会長表彰・全ト協会長表彰伝達式】

総会終了後、来賓の皆様をお迎えし、表彰式並びに表彰伝達を実施。全6部門、37名と8事業所が受賞し、高橋会長から各部門の代表者へ表彰状と記念品が贈られました。受賞された皆様、おめでとうございます。



【来賓祝辞】

ご臨席いただきました来賓を代表して5名様から祝辞を頂戴したのち、来賓のご紹介、祝電披露をし表彰式を閉会しました。

- | | |
|----------------------|---------|
| ①東北運輸局 岩手運輸支局長 | 小野寺 実 様 |
| ②岩手県知事代理 商工労働観光部 副部長 | 橋場 友司 様 |
| ③岩手労働局長 | 白石 好春 様 |
| ④岩手県警察本部 交通部長 | 加藤 秀昭 様 |
| ⑤衆議院議員 | 階 猛 様 |



任期満了に伴う新役員の選任について

今年度は2年に1度の役員改選期となっており、各支部から推薦された理事候補者、監事候補者合わせて35名の役員が提案・承認されました。退任される役員の皆様におかれましては、長きに亘り協会運営と業務に多大なるご尽力を賜り誠にありがとうございました。心より感謝申し上げますと共に更なるご繁栄を祈念いたします。

令和7年5月28日現在

退任理事の皆様	●高橋 嘉信 会長 岩手雪運(株) 代表取締役 平成11年5月～協会理事就任(8期16年) 平成27年5月～会長として(5期10年) 合計13期26年もの長きにわたり、協会運営にご尽力頂きました。
	●佐々木隆之 専務理事 平成16年9月 適正化指導員 平成17年4月 陸災防 事務局長 平成25年5月 常務理事 2期4年 平成29年5月 専務理事 4期8年 役員として6期12年、通算では21年の長きにわたり、協会運営にご尽力いただきました。
	★今期をもってご勇退されます高橋会長には「顧問」を委嘱いたします。また佐々木専務理事におかれましては「非常勤の相談役」という形で、当面の間、引き続きご指導を仰ぐことといたしますので、ご承知いただきたいと思います。
	●日高陽一郎 理事 日鉄物流(株)北日本支店 支店長 令和2年5月～協会理事就任 (5年) 理事として5年間、協会運営にご尽力頂きました。
	●春山 佳範 監事 (株)栄ロジテック 代表取締役 令和5年5月から2年間にわたり監事を務めていただきました。
	●菊地 大 監事 田野畑交通(有) 代表取締役 令和5年5月から2年間にわたり監事を務めていただきました。
新役員一覧	●高橋 宏之 監事 辻・本郷税理士法人 令和元年5月から3期6年間にわたり外部監事を務めて頂きました。
	●海鋒 守 顧問 白金運輸(株) 会長 協会会長を勇退された、平成27年から10年間にわたり顧問として協会運営にご尽力いただきました。

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	黒 澤 信	大昭運輸(株)	会長としては(新)※代表理事
副 会 長	藤 原 修 一	二葉運送(株)	
	佐々木 久 志	大信運送(株)	
	三 浦 敏 哉	城北運輸(有)	副会長としては(新)
	海 鋒 徹	白金運輸(株)	副会長としては(新)
専務理事	亀 田 公 晴	(公社)岩手県トラック協会	(新)※代表理事
理 事	佐々木 和 彦	岩手糧運(株)	
	橋 場 忍	(株)ホクリョウ物流	
	上 條 彦 彦	三八五通運(株)	
	藤 岡 浩 之	(株)藤善運送	
	村 井 武 浩	日本通運(株)仙台支店	
	平 野 浩 浩	岩手三八五流通(株)	
	佐々木 貴 之	N X東北トラック(株)盛岡支店	
	渡 部 明 弘	(有)渡部運輸	(新)
	三 浦 一 彦	神和運送(株)	
	高 橋 和 彦	北日本重機(有)	
	川 淵 利 彦	八幡自動車(株)	
	菅 原 能 興	南部運輸(株)	
	阿 部 祐 二	(株)共立貨物	
	菅 原 良 徳	東磐運送(株)	
	新 沼 学 学	(株)岩手環境保全	
	佐 藤 秋 彦	中村建設(株)	
	山 崎 武 浩	(有)大槌運送	
	上 野 幸 浩	日鉄物流(株)北日本支店	(新)
	近 藤 正 章	近藤物流(株)	
	皆 川 克 一	金寿恵運送(有)	
	佐々木 豊 秀	(株)大川運送	
	中新井田 聡	(株)中才貨物運送	
	鹿 糠 裕 一	久慈新港運輸(株)	
	白 梅 勝 行	(有)北福岡路農運輸	
	堀 口 司 也	(有)堀幸運輸	
	菅 原 克 也	(公社)岩手県バス協会	(新)外部理事
監 事	小 原 研 治	(株)丸重	(新)
	高 山 周 治	(株)ケイ・シー・ティー	(新)
	菊 池 晃	辻・本郷税理士法人 盛岡事務所	(新)外部監事

物流改正法に関する説明会開催

岩ト協では令和7年4月1日施行の「物流改正法」に関する説明会を令和7年5月1日(木)、5月12日(月)の2日間開催し、WEB参加者を含め、2日間合計で会員157社/187名が参加しました。

東北運輸局交通政策部環境・物流課 主査 鈴木裕也 氏、東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 佐々木拓真 氏の両氏から「新物流効率化法・改正貨物自動車運送事業法」について解説されました。

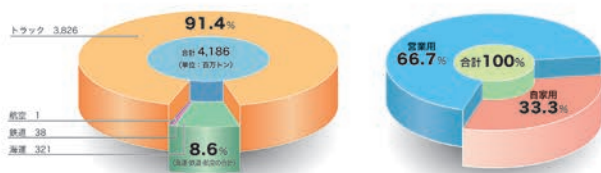
質疑応答では、事前に受け付けていた質問に回答し、説明会終了後にも個別で質問される会員も多く、関心の高さがうかがえました。



物流改正法の経緯と概要について

●国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長が必要

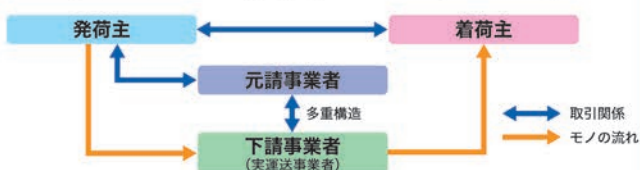
輸送機関別分担率 トラック輸送の分担率（トンベース）：令和4年度



●ドライバー不足問題への対応には、働き方改革により、他産業並みの労働時間と賃金水準など労働条件の改善が不可欠

●物流現場での働き方改革には、物流の取引条件の見直しが必要

物流の各プロセス（取引関係・モノの流れ）における課題



■法改正により全ての荷主と物流事業者に物流効率化への対応が義務に（努力義務を含む）

新物流効率化法	荷主・物流事業者に対する規制措置	
	取り組むべき措置	効果(KPI)
	荷待ち時間の短縮	年間ドライバー1人当たり
	荷役等時間の短縮	125時間
改正貨物自動車運送事業法	積載効率の向上等	16%向上
	トラック事業者の取引に関する規制措置	
	●運送契約の締結時に、書面交付を義務付け	
	●実運送体制管理簿の作成と元請情報の通知を義務付け	
	●健全化措置の努力義務化とあわせて、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付け	

Gマーク申請説明会開催

令和7年5月23日(金)13:30から岩手県トラック協会総合研修会館において令和7年度の「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」の認定申請に係る説明会を開催し、会員38社45名が参加しました。

全日本トラック協会が作成した「事業者向け説明動画」の聴講と質疑応答が行われ、後日、全日本トラック協会YouTubeでも配信されました。

昨年度同様、今年度も県内事業所の認定率35%(新規10事業所の認定)を目標にしております。



日常点検講習会



不正改造車排除月間である6月に合わせ、日常点検講習会を県内6か所で実施、県内104事業者から159名が受講しました。大型ディーラーより講師をお招きし、講習会前段(10分程度)に交通事故防止並びに労働災害防止(墜落・転落防止)について、「安全講習」を前年同様に実施するとともに、実車を使っての点検要領、車輪脱落事故防止(増し締め等)および転落防止等の実習を行いました。

令和7年度 日常点検講習会 開催状況

地区	開催月日	開催時間	講師	開催場所	参加事業所	参加者数
岩 泉	6月 6日(金)	10:00~12:00	いすゞ自動車東北(株)	岩泉町民会館	11	18
北 上	6月10日(火)	10:00~12:00	岩手日野自動車(株)	北上研修会館	28	42
一 関	6月11日(水)	10:00~12:00	岩手三菱ふそう自動車販売(株)	一関研修会館	16	21
二 戸	6月13日(金)	10:00~12:00	UDトラックス岩手(株)	二戸研修会館	9	15
中央・路線	6月19日(木)	10:00~12:00	岩手三菱ふそう自動車販売(株)	岩手流通輸送センター	27	40
釜 石	6月20日(金)	13:30~15:30	UDトラックス岩手(株)	釜石大槌地域産業育成センター	13	23
合 計					104	159

※今年度も受講者に対して「受講証明書」を発行した。

SDG'sを本業に活用し、儲かる会社になるための「運送会社がいま取り組むべきSDG's」セミナー

令和7年6月17日(火)13:30から岩手県トラック協会総合研修会館において三井住友海上経営サポートセンターアドバイザー 竹内靖人氏、アセンド株式会社 代表取締役社長 日下瑞貴氏の両氏を講師にSDG'sを本業に活用し、儲かる会社になるための「運送会社がいま取り組むべきSDG's」セミナーを開催し、会員21社27名が参加しました。



セミナーでは、4月から新しく法改正された「物流改正法」がなぜSDG'sに繋がるのか、人材確保・定着の取り組みや実際の好事例など、多角的な視点からSDG'sを考え、活用することで会社の継続的な発展に繋げる考え方を学びました。



三井住友海上
経営サポートセンター
アドバイザー 竹内靖人氏



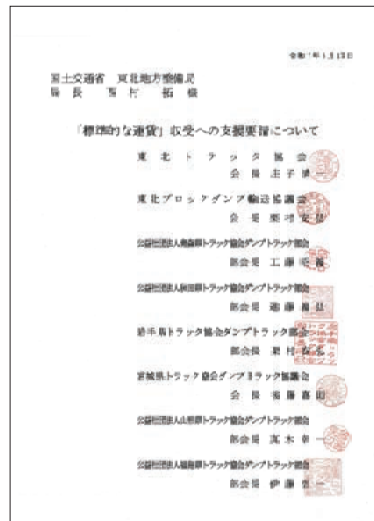
アセンド株式会社
代表取締役社長
日下瑞貴氏

岩手県トラック協会ダンプロック部会

令和7年6月17日～18日、東北ブロックダンブ輸送協議会としては初となる東北トラック協会と各県部会の連名による陳情行動を、東北地域の公共工事発注元主要3団体と民間主要3団体、計6団体へ実施しました。岩手県からは東北ブロックの会長でもある栗村部会長が出席し、相手方総勢22名の職員の方々と意見交換を行った他、各団体の代表者へ要望書を提出し、課題解決に向けた対応を求めました。要望項目は次の2項目。

1. 公共事業等において「貨物自動車運送事業法」及び「改善基準告示」が遵守されるように、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底をお願いしたい。
2. 公共事業等において「標準的な運賃」が支払われるように、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底方法として、特記仕様書等への記載をお願いしたい。

宮城県での上記活動を経て、今後は岩手県県土整備部や岩手県河川国道事務所、岩手県建設業協会へも陳情行動を行い、意見交換の場を設けることで要望実現へ向け活動していくこととしている。



要望書提出先

1. 国土交通省 東北地方整備局
2. 農林水産省 東北農政局
3. 防衛相 東北防衛局
4. (一社)東北建設業協会連合会
5. 東日本高速道路(株)東北支社
6. 東北電力(株)



運転者安全講習会(二戸)開催

令和7年6月20日(金)、二戸研修会館(浄法寺町)において運転者安全講習会が開催され、二戸支部会員事業者の運転手を中心に、20社から30名が参加しました。開催にあたり、二戸支部 白梅勝行 支部長より、日頃の安全運行に対する感謝とあいさつが述べられ、講習がスタートしました。続いて、二戸警察署 交通課 佐々木ひまわり 巡査から、「飲酒運転と漫然運転をなくすために」と題した講話がありました。講話では、飲酒運転や漫然運転による事故の発生状況の説明に加え、アルコール摂取とその分解時間に関する知識、アルコールチェッカー使用の重要性、さらに漫然運転や脇見運転が引き起こす危険性について説明がありました。また、岩ト協 三浦成雄 業務部長からは、会員事業者が関係した重大交通事故や労働災害の発生状況を踏まえた具体的な対策について説明がありました。あわせて、全国的に後を絶たない飲酒運転や大型トラックの車輪脱落事故に触れ、その根絶には一人ひとりの心がけと、日常点検や出発時の点呼を適切に行うことが重要であると改めて強調し、二戸支部会員事業者からは絶対に惹起者を出さないよう要請しました。

岩手県トラック協会青年経営研究会第39回通常総会・令和7年度第1回定例研修会

令和7年6月3日(火)14:00よりコミュニケーションギャラリーLiRiOにて、岩手県トラック協会 青年経営研究会 第39回通常総会ならびに令和7年度 第1回定例研修会が開催されました。

開催に先立ち菅谷忠寿会長が挨拶し、第1号議案から第3号議案について満場一致で承認されました。

また、役員の改選に伴い、新たに高橋伸光会長(岩手雪運(株)代表取締役社長)が就任されました。

総会終了後に開催された第1回定例研修会では、「物流改正法の施行に伴う規制的措置と対応」と題して、岩手運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 佐々木拓真 氏から講演いただきました。

物流改正法の施行により、荷主・元請事業者・運送事業者に対する実運送体制管理簿の作成や、運送契約の書面交付等が義務付けされたことを踏まえ、各事業者において対応すべき点について理解を深め、施行から数か月が



菅谷忠寿 青研会長



高橋伸光 新青研会長



岩手運輸支局 輸送・監査部門
首席運輸企画専門官
佐々木拓真 氏



高速安協 通常総会開催

岩手県高速道路交通安全協議会(高橋嘉信会長)は、6月23日(月)、岩手県トラック協会総合研修会館、大研修室において、令和7年度の通常総会を開催し、令和7年度の事業計画(案)、収支予算を上程し、異議なく承認されました。出席者は18名。

開会にあたり高橋嘉信 協議会会長が挨拶に立ち、日頃の協議会運営への協力に感謝を述べた他、高速道路は一たび事故が発生すれば、一般道での事故と比べて甚大な被害につながる可能性が高いことを改めて認識し、更なる安全確保のための活動を継続するため、引き続き、会員各社に対して理解と協力を求めました。



高橋嘉信 会長



黒澤信 新会長

議案審議前、来賓としてご臨席いただいた、岩手運輸支局 支局長 小野寺実 様、岩手県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 隊長 佐藤知康 様、東日本高速道路株式会社 盛岡管理事務所 所長 加藤亮 様から、それぞれ祝辞を頂戴しました。

また、役員改選に伴い、本総会をもって勇退される高橋嘉信 協議会会長から、また、この度新たに会長に就任された黒澤信 協議会会長からそれぞれご挨拶を頂戴しました。

議案審議終了後、菅原良徳 理事(東磐運送(株)代表取締役)が交通安全宣言を朗読して提案し、満場拍手でこれを了承し、総会を終了しました。

令和7年度「交通事故防止・労働災害防止安全大会」開催

令和7年7月8日(火)13:30から岩手県トラック協会総合研修会館において、令和7年度「交通事故防止・労働災害防止安全大会」を開催し、県内全域から150社/168名が参加しました。

本大会は、毎年上期(1月～6月)に発生した会員事業者が関係する重大交通事故、労働災害の発生状況について確認し、その傾向並びに具体的な対策について周知を図ることで、下期に向けて事故・労働災害防止意識を高め未然防止につなげることを目的に、平成26年度から継続しており、今年で11回目の開催となります。(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け中止)

開催に当たり、黒澤会長が「本日の大会を契機に、会員事業者が一丸となって、交通事故防止・労働災害防止・飲酒運転撲滅にむけ、更なる取り組みの継続を誓い合う場にしたい。」とあいさつしました。また、来賓の岩手運輸支局 支局長 小野寺実 氏が日頃の国土運輸行政への協力に対するお礼を述べ、引き続き事故防止の取り組みに対するご協力をお願いしたいとあいさつしました。

岩手労働局、岩手県警察本部の講話に続き、第二部の講演では、「熱中症対策について」をテーマに東京海上日動調査サービス株式会社 技術主任 小野直樹 氏を迎えてのセミナーを開催しました。昨今の厳しい夏期の暑さに効果的な熱中症対策として、水分の摂りかた、空調服と冷却材の活用など職場でもすぐに実践できる内容となりました。また、大会の締めくくりに交通・環境委員会 海鋒徹哉 委員長が壇上に立ち、安全決意宣言を朗読して提案、満場拍手で了承し、下記の重大交通事故、労働災害防止を誓いあい、大会を終了しました。



黒澤信会長



岩手運輸支局 小野寺実支局長



交通・環境委員会 海鋒徹哉委員長



岩手県警察本部 交通部交通企画課
田中慎也課長補佐



岩手労働局 労働基準部健康安全課
渡磯寿課長



東京海上日動調査サービス株式会社
技術主任 小野直樹 氏

適正化事業巡回指導実施状況について(令和7年4月～令和7年6月)

県内の営業所を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている適正化巡回指導項目は現在55あります。このうち自主点検項目として営業所が自主的に点検する項目は17、適正化指導員が訪問し確認する項目は38となっております。その38項目について巡回指導の実施結果をお知らせいたします。なお、下表右の欄の①～⑩は、確認時に「不適」となったワースト10項目となっておりますので、改めて各社での状況を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

巡回指導項目別調査結果

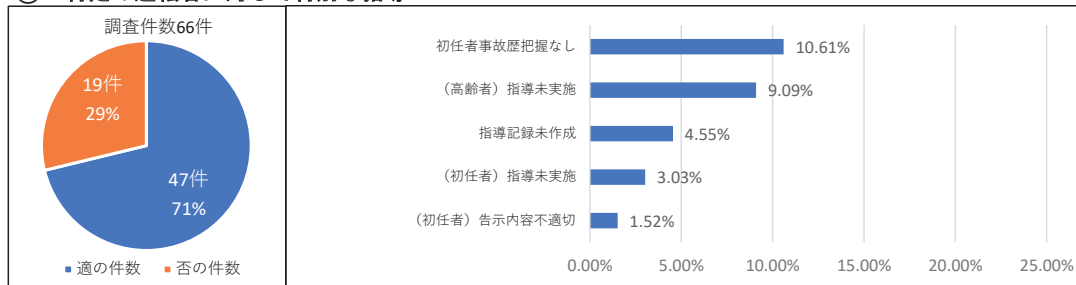
令和7年度 巡回指導項目別(岩手県)

令和7年4月～令和7年6月

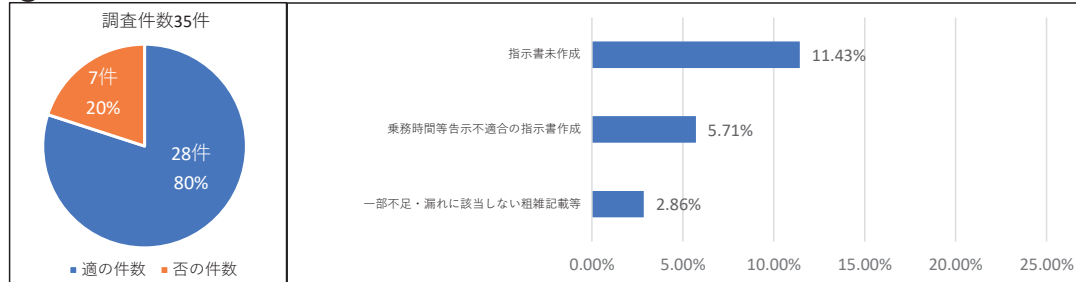
区分	重点	調査項目 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は重軽事業者は除外する)	令和7年度			■令和7年度	R7	R6	R5
			調査件数	(否)件数	(否)率				
I. 事業計画等		(1)主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	95	0	-				
		(2)営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	95	2	2.1				
		(3)自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	95	1	1.1				
		(4)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	95	0	-				
		(5)乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	95	0	-				
		(6)届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	54	1	1.9			⑩	
		(7)自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	95	0	-				
		(8)名義貸し、事業の貸渡し等はないか	95	0	-				
II. 帳票類の 整備、報告等		(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか	53	0	-				
		(2)自動車事故報告書を提出しているか	12	0	-				⑦
		(3)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	95	0	-				
		(4)車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	95	0	-				
		(5)営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	54	6	11.1		⑦	⑧	
III. 運行管理等		(1)運行管理規程が定められているか	95	0	-				
	○	(2)運行管理者が選任され、届出されているか	95	1	1.1				
		(3)運行管理者に所定の研修を受けさせているか	93	5	5.4		⑨		
		(4)事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	95	0	-				
	○	(5)過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め、時間が適正に管理されているか	95	15	15.8		⑤	②	②
	☆	(6)過積載による運送を行っていないか	95	0	-				
	○	(7)点呼の実施及びその記録・保存は適正か	95	13	13.7		⑤	④	⑤
		(8)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	95	0	-				
	☆	(9)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	85	1	1.2				
		(10)運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	35	7	20.0		④		⑦
	○	(11)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	95	13	13.7		③	④	
	○	(12)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	66	19	28.8		①	①	①
	○	(13)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	66	7	10.6			⑦	③
IV. 車輛管理等		(1)整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	95	0	-				
	○ ※	(2)整備管理者が選任され、届出されているか	95	0	-				
		(3)整備管理者に所定の研修を受けさせているか	92	14	15.2		②	⑨	④
		(4)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	95	3	3.2			③	⑥
	○	(5)定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	95	6	6.3		⑧		
V. 労基法等		(1)就業規則が制定され、届出されているか	70	0	-				⑩
		(2)36協定が締結され、届出されているか	94	4	4.3		⑩		
		(3)労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	95	0	-				
	○	(4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	95	7	7.4		⑩		⑨
VI. 法定福利費		(1)労災保険・雇用保険に加入しているか	93	2	2.2				
		(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか	95	1	1.1				
VII. 運輸安全マネジメント		(1)運輸安全マネジメントの実施は適切か。	95	1	1.1				
実態調査・指導事業所総件数			3,242	129	4.0				

令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～6月）

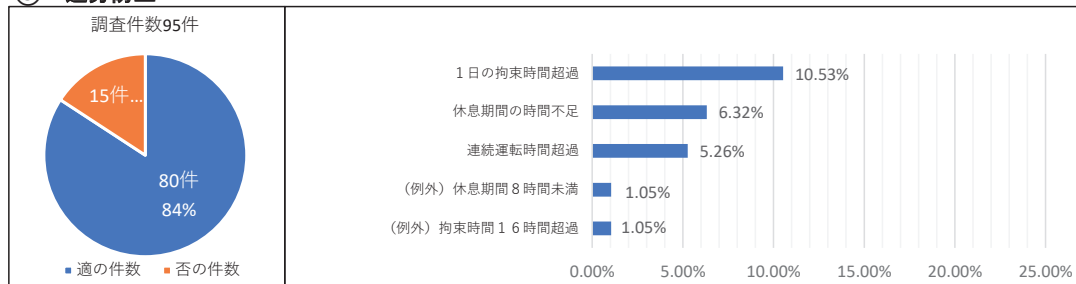
① 特定の運転者に対して特別な指導



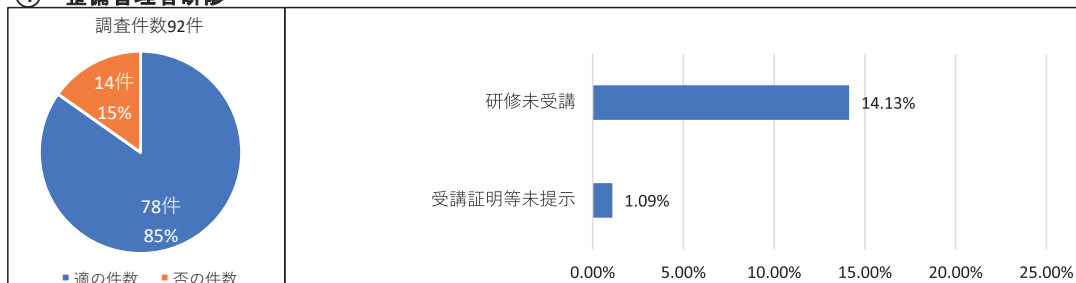
② 運行指示書



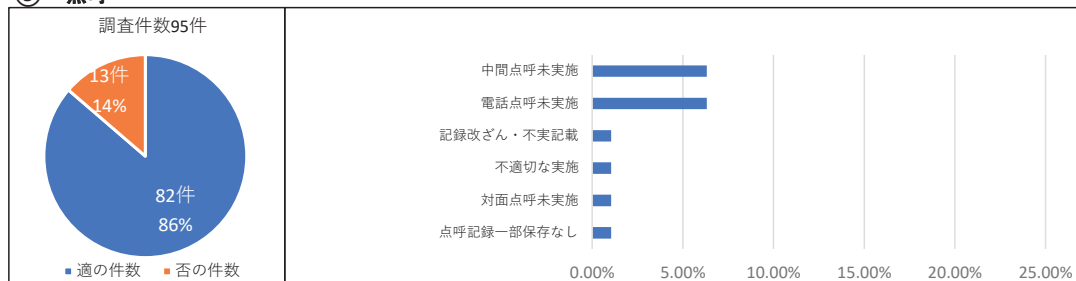
③ 過労防止



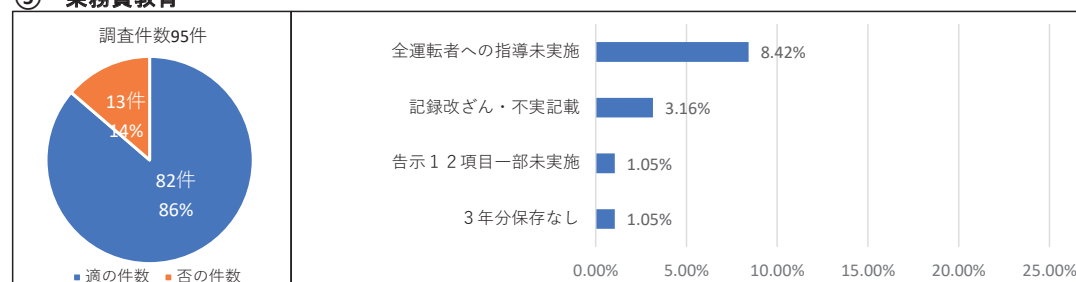
④ 整備管理者研修



⑤ 点呼



⑤ 乗務員教育





標記講習、安全衛生教育等について次の通り開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。なお、最新の情報は陸災防のホームページからご確認をお願いいたします。

技能講習

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

はい作業主任者	矢巾会場	—	定員 80 名	11/20(木)～21(金)	高さ2m以上のはい(荷扱い)作業に必要な作業を直接指揮する方の資格取得のための技能講習です。
フォークリフト運転	矢巾会場	11 時間コース	定員 10 名	9/12(金)、13(土)	1t以上のフォークリフト運転業務(「就業規則」)に必要な資格取得のための技能講習
		31 時間コース	定員 30 名	9/12(金)、13(土)、20(土)、21(日)	
	金ケ崎会場	11 時間コース	定員 10 名	10/7(火)、8(水)	
		31 時間コース	定員 30 名	10/7(火)～10(金)	

安全衛生教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	金ケ崎会場	—	定員 30 名	10/24(金)	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)は、労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく能力向上教育です。労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務づけられています。
フォークリフト運転業務従事者教育	金ケ崎会場	—	定員 30 名	10/31(金)	労働安全衛生法に基づき、フォークリフトの運転業務従事者が安全な運転操作に必要な知識を再学習・更新するために、5年ごとに受講が推奨される安全衛生教育。
作業指揮者車両系・積卸し	矢巾会場	—	定員 30 名	11/27(木)～28(金)	車両系：フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業する際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。 積卸し：一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸作業を行う際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。

特別教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

タイヤ空気充てん業務	矢巾会場	—	定員 40 名	10/3(金)、4(土)	平成2年10月1日より、労働安全衛生規則第36条の「特別教育を必要とする業務」に「タイヤの空気充てん業務」が追加されるなどの法改正が行われ、自動車タイヤの空気充てん業務に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者者に義務付けられました。
テールゲートリフター操作業務	金ケ崎会場	—	定員 40 名	11/7(金)	令和6年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者者に義務付けられました。



(公社)岩手県トラック協会では、陸災防岩手県支部が実施する技能講習、安全衛生教育に対する助成事業を実施しています。受講した際には、忘れずに申請いただきますよう、ご案内いたします。

※詳細につきましては、岩手県トラック協会ホームページ、助成制度をご確認下さい。

●フォークリフト運転技能講習受講料助成

申請期間：4月1日～翌年2月末日(必着)

助成額：3,000円/名

助成上限：10名分/会員

提出書類：助成金交付申請書、修了証(写)※両面

助成申請の
注意事項

- ・年度をまたいでの申請はできません。
- ・3月受講分の講習は助成対象外です。
- ・助成期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了します。予算の執行状況を岩手協HP上で随時お知らせしてまいりますので確認ください。

●安全衛生教育受講料助成

申請期間：4月1日～翌年2月末日

助成上限：10講習分/会員

提出書類：助成金交付申請書、修了証(写)

対象講習
及び
助成額

交通労働災害防止担当管理者教育	2,000円/名
荷役災害防止担当管理者教育	1,000円/名
安全衛生推進者能力向上教育	2,000円/名
フォークリフト運転業務従事者教育	2,000円/名
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	2,000円/名
積卸し作業指揮者安全教育	1,000円/名
テールゲートリフター操作業務特別教育	2,000円/名

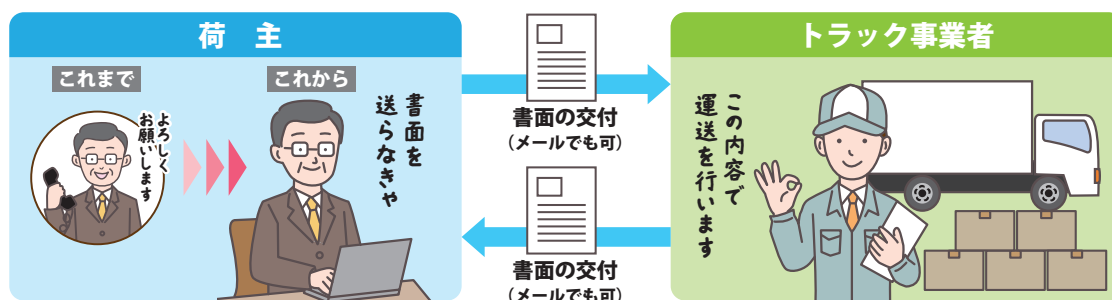


改正貨物自動車運送事業法 (令和7年4月1日施行)

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方**に義務付けられます。

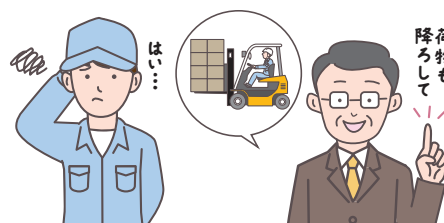
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

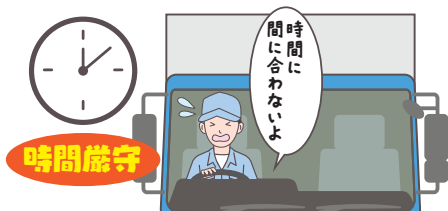
適正な運賃・料金の収受



現場でのトラブルの回避
(契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の
コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の
契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：*****@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍率1両 ○○食品 □口運輸 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍率1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込）4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品 ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp	差出人：*****@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍率1両 ○○食品 ○○食品 国土さま メールにて依頼のありました下記の件了しました。（※） □口運輸 □口課 運輸 一部 〒xxx-xxxx 栃木県○○市○○2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：*****@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍率1両 ○○食品 □口運輸 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍率1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込）4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品 ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp

（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

会員事業者の関係する重大交通事故の発生状況について

令和7年1月以降、半年が経過いたしました。「令和7年重大交通事故・飲酒運転削減目標」に対する6月末時点の状況は、以下の通りです。

令和7年 飲酒運転削減・ 重大交通事故	① 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。…………… 3件
	② 飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする。…………… 0件
	③ 第1当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。…………… 1人
	④ 第1当事者となる事故発生件数を2件以内とする。…………… 2件

(6月末時点)

●車輪脱落事故について

令和7年1月から6月までに、既に3件の車輪脱落事故が報告されております。これは令和6年(1月～12月)の発生件数3件と同数であり、依然として重大な課題となっております。今後、冬季のタイヤ交換時期を迎えるにあたり、従業員教育、整備、管理体制の徹底を改めてお願いいたします。

●死亡事故について

第1当事者となる死亡事故が1件発生しております。依然として予断を許さない状況にありますので、引き続きの注意喚起をお願いいたします。

●飲酒運転について

「飲酒運転・酒気帯び運転ゼロ」につきましては、令和6年3月以降、16ヶ月連続でゼロを継続しております。飲酒運転は決して許されない犯罪行為です。従業員同士、日々声を掛け合いながら、引き続きゼロの継続に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和7年 重大交通事故発生概要(重傷事故・死亡事故)

※地域は事業者所属の地域、カッコは発生営業所の所在地域

主管地域 (所属地域)	発生日	道路種別	当事	死者	重傷	事故内容
北 上	2月3日	京 奈 和 自動車道	1	0	1	7時30分頃、奈良県磯城郡田原本町の京奈和自動車道下りで、渋滞のため停車していた乗用車と4tトラックの列に 追突 した。 この事故で最初に追突した乗用車の運転者が頸椎骨折の重傷を負った。脇見運転による前方停止車両の発見の遅れが原因と見られる。
大船渡	4月26日	東 北 自動車道	1	1	3	22時20分頃、栃木県那須塩原市の東北自動車道上りで、逆走車による事故に伴い渋滞していた列に大型トラックが 追突 した。 この事故で6台が絡む事故となり、最後尾の乗用車の後部座席に同乗していた女性(60歳)が頭を強く打ち死亡した。その他、肋骨・骨盤骨折などの重傷者が3名、打撲・捻挫・むち打ちなどの軽傷者が10名発生した。漫然運転による前方車両の発見の遅れが原因と見られる。

令和7年 その他事故発生概要(車輪脱落)

※地域は事業者所属の地域、カッコは発生営業所の所在地域

主管地域 (所属地域)	発生日	事故の種類	死亡	重傷	軽傷	事故内容
一 関	2月6日	車輪脱落	0	0	0	9時頃、花巻市東和町の釜石自動車道上りを走行中、エア異常の警告ランプが点灯したため、路側帯に車両を停車し確認したところ、左後輪後タイヤ2本が外れていた。 ホイールナットの緩み が原因と見られる。なお、タイヤ交換後の増し締めは行っていたものの、 日常点検は目視で行っており、ホイール・ナットマーカー等は使用していなかった。
二 戸	3月5日	車輪脱落	0	0	0	8時45分頃、岩手郡岩手町の県道17号線を走行中、左後輪の バブボルトが折れ 、タイヤ2本が外れた。なお、日常点検は不十分であり、 ホイール・ナットの点検は行っていなかった。
二 戸	3月20日	車輪脱落	0	0	0	13時頃、栃木県矢板市の東北自動車道(下り)を走行中、ASRのランプが点灯し確認したところ、左後輪のタイヤが外れていた。 ホイールナットの緩み が原因と見られる。

※赤い日付の案件は東北運輸局で開催している「車輪脱落事故防止キャンペーン」期間中(毎年10月～翌年2月)に発生

労働災害発生状況について

令和 7 年 8 月 22 日現在の、労働災害発生状況についてお知らせいたします。

労働災害発生状況(岩手県)〔令和 7 年 7 月：速報値〕

令和 7 年 8 月 22 日現在

		死 傷 災 害 (休業 4 日以上)			死 亡 災 害		
		令和 7 年	令和 6 年	増 減	令和 7 年	令和 6 年	増 減
製 造 業		150	129	21	1	0	1
	転倒災害(内数)	40	32	8	0	0	0
鉱 業		1	3	-2	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	1	-1	0	0	0
建 設 業		97	103	-6	0	4	-4
	転倒災害(内数)	21	9	12	0	0	0
運輸交通	道路貨物	84	66	18	0	0	0
	転倒災害(内数)	13	16	-3	0	0	0
	その他(旅客等)	9	7	2	0	0	0
	転倒災害(内数)	5	3	2	0	0	0
貨 物 取 扱		0	2	-2	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	0	0	0	0	0
農 林 業		39	33	6	0	2	-2
	転倒災害(内数)	4	6	-2	0	0	0
畜 産 水 産 業		32	40	-8	2	0	2
	転倒災害(内数)	3	4	-1	0	0	0
商 業		112	97	15	0	0	0
	転倒災害(内数)	57	41	16	0	0	0
通 信 業		10	6	4	0	0	0
	転倒災害(内数)	4	0	4	0	0	0
保 健 衛 生 業		85	79	6	0	0	0
	転倒災害(内数)	32	38	-6	0	0	0
接 客 娛 楽 業		39	25	14	0	0	0
	転倒災害(内数)	20	7	13	0	0	0
そ の 他		85	75	10	0	1	-1
	転倒災害(内数)	42	31	11	0	0	0
合 計		743	665	78	3	7	-4
	転倒災害(内数)	241	188	53	0	0	0

* コロナ感染症による死傷者を除く。

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	【 備 考 欄 】								
死傷災害	令和 7 年度	84	33	2	2	37	7	0	3
	令和 6 年度	66	24	1	4	19	6	2	10
	増 減	18	9	1	-2	18	1	-2	-7
	増 減 率	27.3	37.5	100.0	-50.0	94.7	16.7	-100.0	-70.0
	令和 5 年度	77	24	2	3	27	13	2	6
	【 備 考 欄 】								

苦情受付状況について

岩ト協へ寄せられた苦情および模範運転等受付状況（6月末時点の一部抜粋）についてお知らせいたします。
是非社内でも情報を共有いただき、安全意識や運転マナーの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

苦情内容の件数及び前年度との比較は以下の通りです。

【令和7年度】

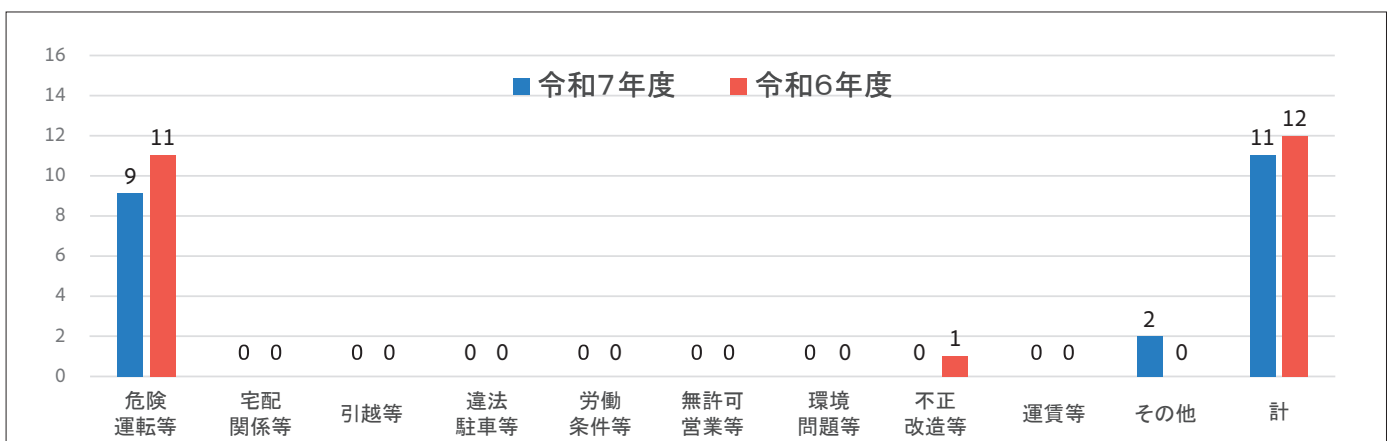
令和7年4月～令和7年6月

苦 情 内 容					通 報 者						受 付 媒 体				
種 類	件 数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (荷主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	5	2	2	9		1			1	7	9				
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等				0											
労働条件等				0											
無許可営業等				0											
環境問題等				0											
不正改造等				0											
運賃等				0											
その他	1		1	2	1	1					2				
(計)	6	2	3	11	1	2	0	0	1	7	11	0	0	0	0

【令和6年度】

令和6年4月～令和6年6月

苦 情 内 容					通 報 者						受 付 媒 体				
種 類	件 数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (荷主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	8	1	2	11		3			2	6	8	2		1	
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等				0											
労働条件等				0											
無許可営業等				0											
環境問題等				0											
不正改造等	1			1						1	1				
運賃等				0											
その他				0											
(計)	9	1	2	12	0	3	0	0	2	7	9	2	0	1	0



◆ 苦情の内容

4月2日16時10分頃、岩手町の水堀小学校付近の4号線で前方のトレーラーが距離が詰まったからか、前車を煽りながら走行し、片側1車線の追越し禁止区間であり、50km/h制限にも関わらず無理な追越しをしていった。対向車も来ているなか危険で、追い越された車は高齢と思われる女性が運転していたが、いきなりトレーラーが現れたことから驚いて急ブレーキで止まってしまう追突の危険性もあった。

◆ 対応等

県内事業所に連絡し、同時間帯に付近を走行している車両がないか、確認を依頼。ドライバーに聞き取りをしたところ、追い越した車両はふらつきや速度が一定ではない等、挙動が怪しいと感じ、追い越したとのことであった。該当営業所の運行管理者を通じ、追い越す場合でも禁止区間や対向車、車間距離の状況を考慮して行うよう指導を実施いただいた。

◆ 苦情の内容

4月15日16時20分頃、奥州市水沢の水沢郵便局付近の道路を走行中、後方にいた該当事業所のトラックが信号待ち等で停止する度にかなり接近して止まってくるため、非常に危険でもあり恐怖を感じた。基本、停止する際は車両と間隔を空けて止まるのが普通だと思う。

◆ 対応等

当該事業所に事実確認を依頼。ドライブレコーダーの映像を持参して運行管理者の来協があり、ドライバーとしても車間距離が普段より近くなってしまった時があったとのことであった。映像を確認したところ、該当する場面と思われる部分では、信号待ちで減速中に右折で店舗に入ろうとする対向車がいたため、停止して譲った後に徐行して停車した際に2mほどの距離であった。一方、相手方も信号が変わった後の発進も意図的に遅くし、ブレーキを離したと思えばすぐ踏み行為を何度か行う等こちらを煽るような運転をしていった場面も見受けられた。管理者からドライバーには徐行であったとしても恐怖感を与えてしまったことは事実であることを伝え、指導いただいた。

◆ 苦情の内容

5月27日6時頃、国道396号盛岡市手代森で大型トラックを追い越したところ、後方に接近されたり、クラクションを鳴らされたりの嫌がらせを受けた。会社にも連絡したが協会からも指導してもらいたい。

◆ 対応等

当該事業者に連絡したところすでに当該運転者からの聴取されており、「先に通報者が煽ったうえで追い越しをして、赤信号で停車したのち青信号で発車しようとしたとき、通報者の車が発車しないことから接近、クラクションを鳴らした。」などのことであり、後で反省しているとのことであった。煽り運転等になるような運転は行わないよう当該運転者に指導したとのことであったが、他の運転者に対しても指導をお願いした。

会員の動きについて ※敬称略 ※7月末日時点

中央ロジテック(株)
北上営業所

4月8日付

〒024-0335 北上市和賀町後藤第2地割114番地4
TEL 0197-62-4106
FAX 0197-62-4107 ※北上支部

NOWトランス(株)
岩手営業所

6月1日付

〒025-0312 花巻市二枚橋第3地割131-1
TEL 0198-41-6950
FAX 0198-41-6951 ※花巻支部

(株)ヒューテックノオリン
東北支店 北東北共同センター

7月10日付

〒020-0757 滝沢市大釜風林1番地1
TEL 019-681-7099
FAX 019-681-7317 ※中央支部

(同)ピットガレージ

8月4日付

〒028-0305 遠野市宮守町達曽部25地割32番地5
TEL 090-7322-1924
FAX 0198-67-6732 ※花巻支部

東北流通(株)

5月31日付

水沢支部

一沢コンクリート工業(株)

6月30日付

久慈支部

日本郵便(株) 盛岡中央郵便局

6月30日付

中央支部

(株)イクス

7月31日付

中央支部

藤森運輸(有)

7月31日付

一関支部

代表者変更
(※新代表者を記載)

DOWA 通運(株)

土田 錠

小岩運輸(株)

佐々木 典吉

名称変更

日本通運(株)East カンパニーロジスティクス第二部
※【旧】日本通運(株)仙台支店 ロジスティクス第二部

✓
ただしい交換作業手順を
再チェック!

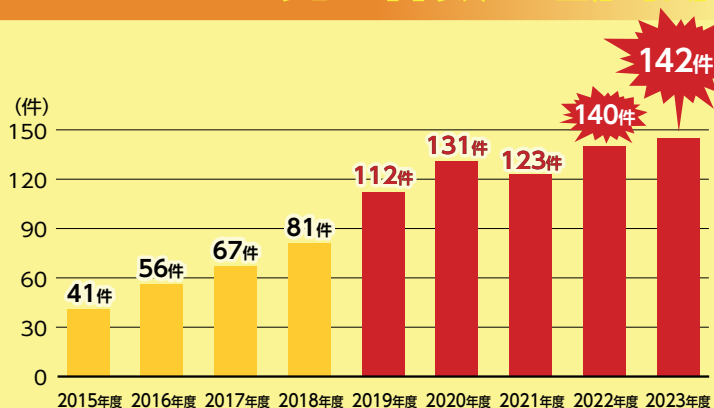
ストップ 車輪脱落事故

依然
減らない
重大事故



大型トラックの車輪脱落は死亡事故や重大事故につながります!!

全国でみると発生件数は増加傾向



※前年比で減少した一部地域もあります。

※統計データは、「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省)による。以下、同じ。

近年の人身事故の状況

2023年	死亡事故	1件
	重傷事故	1件
2022年	軽傷事故	1件
2021年	重傷事故	1件
	軽傷事故	4件

車輪脱落による社会的影響



(国土交通省提供)



公益社団法人
全日本トラック協会

タイヤ交換時は ただしい作業手順で 車輪脱落事故を 防止しよう!



このような状態は 交換が必要です!

過去の車輪脱落事故の事例
(国土交通省)

著しいさびによる
ディスク・ホイールの状態



著しいさびによる
ホイール・ナットの状態



潤滑剤の塗布が見られず、
ナットとワッシャーがスムーズに
回転していない状態



手順①

ハブ面

しっかり点検

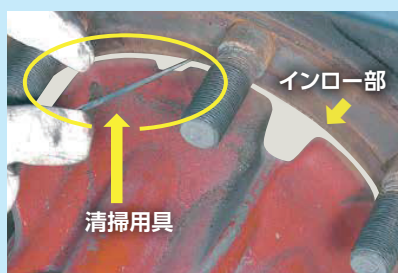


著しい摩耗や損傷がないかを点検します。

清掃・確認

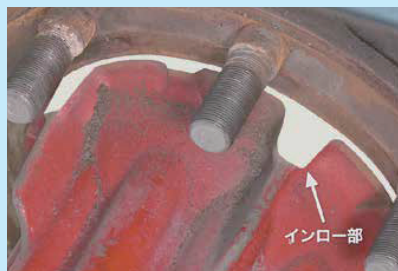


ハブのはめ合い部(インロー部)も忘れずに掃除!



金ブラシなどでディスク・ホイール取付面の
さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除
きます。清掃後の点検・確認で異状があれば
交換が必要です。

グリスの塗布



ハブのはめ合い部、いわゆるインロー部に
規定のグリスを薄く塗布します。

手順②

ディスク・ホイール

点検

①ホイール・ナットの当たり面



当たり面

亀裂や損傷、
摩耗の有無

②溶接部



溶接部

亀裂や損傷

③ホイール・ボルト穴や飾り穴、ハブへの取付面



亀裂や損傷

ハブへの
取付面

飾り穴

ホイール
・ボルト穴

④ディスク・ホイール合わせ面



ディスク・ホイールの合わせ面

亀裂や摩耗、損傷がないかを点検します。

念入りに清掃・確認



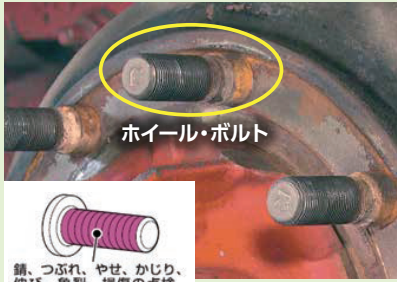
清掃用具

金ブラシなどでホイール・ナットの当たり面、
ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を
取り除きます。清掃後の点検・確認で異状が
あれば交換が必要です。

手順③

ホイール・ボルト

点検



亀裂、損傷、著しいさびがないか、また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを点検します。

ていねいに確認・清掃



ホイール・ボルトのねじ部等のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を金ブラシなどで取り除きます。清掃後の点検・確認で異状があれば交換が必要です。

潤滑剤の塗布

ホイールとの当たり面には塗布してはいけません。



エンジンオイルなどの潤滑剤をねじ部に薄く塗布します。

手順④

ホイール・ナット

点検

新品から一定期間(4年目安)経過した場合は入念に点検!



亀裂、損傷、著しいさびがないかを点検します。

清掃・確認



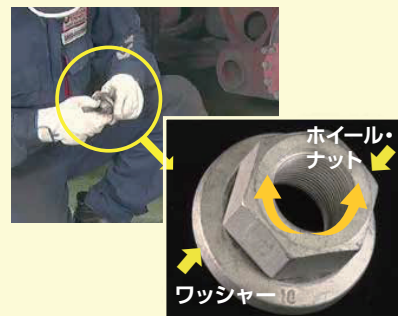
ホイール・ナットのねじ部等のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除きます。清掃後の点検・確認で異状があれば交換が必要です。

忘れずに給脂(塗布)



エンジンオイルなどの潤滑剤をねじ部、ホイール・ナットとワッシャーの間の摺動部に薄く給脂(塗布)します。ワッシャー(座面)に給脂してはいけません。

ワッシャーの回転を確認



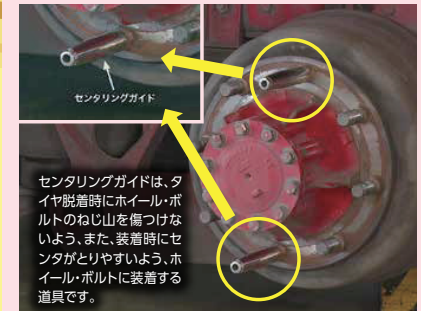
ワッシャーがスムーズに回転しない場合はワッシャー付きホイール・ナットの交換が必要です。

手順⑤

タイヤの取り付け

取り付け

センタリングガイドを活用!



センタリングガイドは、タイヤ装着時にホイール・ボルトのねじ山を傷つけないよう、また、装着時にセンタがとりやすいよう、ホイール・ボルトに装着する道具です。

ホイール・ナットは、取り付けていた元の位置のホイール・ボルトに取り付けます。

インパクトレンチによる仮締め



締め付けは、対角線順に2～3回に分けて行います。規定トルクより強く締めてはいけません。

規定トルクの設定

ホイールナット締め付けトルク	
ディスクホイール	締め付けトルク
取付け方式	N・m[kgt/cm]
ISO-8本ボルト(平座面)	550~600(5500~6000)
ISO-10本ボルト(平座面)	550~600(5500~6000)
ISO-6本ボルト(球座面)	400~480(4000~4800)
ISO-8本ボルト(球座面)	550~600(5500~6000)

ねじ部および下記部位へエンジンオイルを塗布してから締め付けてください。

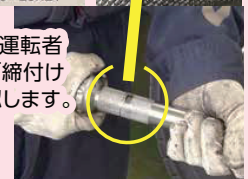
ISO方式: ホイールナットとワッシャー間

JIS方式: ホイールナットの球座面

82685-EON21



締め付けトルクは、運転者席側ドア付近の「締め付けトルク」表で確認します。



トルクレンチでただしい締め付け



規定のトルクで締め付けます。

ホイール・ナットの緩みを見える化へ

●規定トルクで締め付けたホイール・ナットに「マーキング」して、走行等によりホイール・ナットが緩んだ状態を可視化できます。

●確実な日常点検の実施方法を社内で再徹底しましょう。

ホイール・
ナットへの
マーキング例



50km～100km走ったら 必ずトルクレンチで増し締めを！

規定トルクで締め付けを行っても、走行すると必ず緩みが発生します。タイヤを交換してから50kmから100km走行後、トルクレンチを使って、規定トルクでの増し締めを必ず実施してください（トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施しましょう）。

※増し締め作業を行う場合には、道路上で行うのは危険なのでやめましょう。



タイヤ交換後の注意点

50～100km走行後には
トルクレンチを使って、規定トルクでの増し締めを必ず実施

トルクレンチ導入助成 実施中！

助成の詳細は最寄りのトラック協会にお問合せください

車輪脱落事故を起こすと行政処分等により「車両の使用停止」

行政処分等の基準

ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの^(注)

(注) 車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。

※3年以内に再発すると「整備管理者は解任」されます

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

適正なタイヤ交換作業の手順などの情報はこちらからご覧ください

全日本
トラック
協会

タイヤ交換作業の手順と方法(動画)

https://jta.or.jp/member/anzen/datsurin_torikumi.html



✓日常点検項目と点検のポイント(動画)

✓タイヤ交換時のポイント(動画)

https://jta.or.jp/member/anzen/tenken_snow_dvd.html



国土交通省



車輪脱落事故の情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>



事故の恐ろしさを知って！

大型車の車輪脱落事故(動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=BE6-rcq81C8>